

所定外労働時間削減 行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成25年4月1日～平成26年3月31日までの1年間

2. 内容

目標1：平成26年3月までに、所定外労働を削減するため、休日（4週6日・7日）を設定、実施する。

<対策>

- 平成25年2月 ～ 所定外労働の現状を把握
- 平成25年3月 ～ 社内人事委員会での検討開始
- 平成25年5月 ～ 休日（4週6日・7日）の実施

事業所内の見やすい場所への掲示又は備付けによる社員への周知

目標2：平成25年11月までに、年次有給休暇の取得日数を、一人当たり平均年間10日以上とする。

<対策>

- 平成25年2月 ～ 年次有給休暇の取得状況について実態を把握
- 平成25年2月 ～ 社内人事委員会での検討開始
- 平成25年2月 ～ 計画的な取得に向けた管理職研修の実施
- 平成25年3月 ～ 有給休暇取得予定表の掲示や、取得状況のとりまとめなどによる取得促進のための取組の開始